

令和 3 年度

藤枝市オープンイノベーション推進事業

実証実験 募集要領

1 事業概要

(1) 主旨

本市ではこれまで、スマートシティの形成を目指し、公共課題に対応した先端技術活用に向けた実証実験を実施してきた。実験では、AIやIoTを活用した災害対策やインフラ管理の効率化等一定の有効性が確認された。一方で、先端技術の地元産業への定着が課題であり、ICTソリューションの受け皿となる地元産業の育成が求められている。

(2) 目的

ICTを活用した市民サービスの質の向上、市内産業の革新、多様なアイデア・ノウハウ・技術の集積を目指し、各課が向き合っている地域課題や社会課題及び今後導入すべき市民サービス等を洗い出し、課題解決型実証実験の公募（ソリューション企画提案募集）を行う。

(3) 手法

事業の実施にあたっては、異業種・異分野間の協業により開発・課題解決を行うオープンイノベーションの手法を採用することで、ベンチャー企業等とコンソーシアム会員や地元企業とのコラボレーションを推進、地域課題の解決とともに地元企業の振興と産業基盤の強化を目指す。

2 募集概要

市民サービス向上につながる実証実験として、提案事業から4事業程度を選定する。

(1) 対象事業

- ア 【福祉・危機管理】 独居高齢者の見守り・災害情報等を伝達
- イ 【教育】 図書館の利便性向上のため、配架位置をキープ・蔵書点検効率化
- ウ 【教育】 図書館利用にマイナンバーカードを活用
- エ 【交通】 高齢者の生活の足をもっと便利にする公共交通最適化
- オ 【環境】 ごみの戸別回収を対象とした、回収ルート最適化
- カ 【環境】 河川ごみの場所・状況を把握し、清掃活動へつなげる
- キ 【農業】 イチゴ生産・出荷作業のスマート化

※詳細は別紙1を参照

(2) 対象事業の要件

- ア 原則として「新しい生活様式」の視点による取り組みであること。

イ 実証実験は原則として藤枝市における技術・サービスの定着（実装）を前提として行うものであること。

(3)事業経費

実証実験にあたり発生する以下の経費について、使途、金額等が適当と認められた経費の2分の1以内（1件あたり最大200万円）を共同実証実験負担金として藤枝市より支出する。

事業経費	内容
報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費。
原材料費	事業の実施に必要な加工用資材にかかる経費。
消耗品費	事業の実施に必要な物品であって備品費（取得価格が3万円（消費税込）以上かつ耐用年数が1年以上のもの）に属さないもの（当該事業のみで使用されるものに限る）の購入等に要する経費。
広告宣伝費	広告宣伝やWebページ制作等にかかる経費
通信運搬費	本事業の遂行に必要な郵便代、運送料として支払われる経費のほか、インターネット等の通信およびクラウド使用にかかる経費。
機械器具借上料	事業の実施に必要な機器、器具等のリースに要する経費。ただし、当該事業のみで使用されるものに限る。
賃借料	土地賃借料等の経費（公的機関に支払う占用料等は除く）。
委託費	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。
その他、事業の実施にかかる経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの（備品費は除く）。

(4)実証実験期間 契約締結日から令和4年2月28日(月)まで

3 応募条件

本事業への応募は、原則として静岡県内の事業者等、またはそれを含むグループであることを条件とし、選考終了（8月20日（金））までに、県内事業者との協業体制が取れる見込みがある場合は、応募可とする。

※静岡県内の事業者等：静岡県内に事業所等の拠点がある民間事業者及び県内の大学・研究機関

※静岡県外の民間事業者及び大学・研究機関のみでの事業実施は不可とする。

4 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

(1)法人にかかる国税・地方税等について、滞納がないこと

(2)日本における法令（反社会勢力排除など）に準拠し、宗教活動・政治活動を主たる目的とする法人・団体及び藤枝市暴力団排除条例に規定する暴力団関係企業等でないこと

※グループで申込する場合は、いずれのメンバーも参加資格を満たすこととする。

5 スケジュール

募集期間	令和3年7月1日（木）から 7月31日（土）まで （郵送の場合は7月30日（金）必着）
質問受付締切	令和3年7月16日（金）
質問回答	令和3年7月26日（月）
選考（ヒアリング）	募集受付後随時～令和3年8月20日（金） ※複数回実施の場合あり
ヒアリング結果通知	令和3年8月31日（火）

6 質問の受付・回答

(1)提出方法 任意様式に記入し、郵送・Eメールにより提出すること。電話による質問の受付は行わない。

(2)提出期限 令和3年7月16日（金）

(3)提出先 藤枝市企画創生部情報デジタル推進課

住所：〒426-8722 藤枝市岡出山一丁目11-1

Eメール：joho@city.fujieda.shizuoka.jp

- (4) 回答 令和3年7月26日(月)までに市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

7 事前相談

藤枝ICTコンソーシアム事務局において、静岡県内の事業者等との連携体制に関する事前相談を受け付ける。

(1) 相談方法 窓口対応の他、電話・Eメールにより受け付ける

(2) 連絡先 藤枝ICTコンソーシアム 運営事務局 伊藤

住所：〒426-0067 藤枝市前島一丁目7-10

T E L : 054-639-7164

Eメール：info@f-ict.biz

(3) 受付期間 令和3年7月1日(木)から8月20日(金)午後5時まで

8 参加申込

(1) 申込方法 以下のいずれかの方法で申込みを行うこと。

ア 郵送

参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、配達証明付き書留により提出。

(1) 提出先：上記6(3)と同様

(2) 提出期限：令和3年7月30日(金)必着

イ 市ホームページ内「応募フォーム」から申込み

(1) U R L :

https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kikakuzaisei/johoseisaku/boshu/R3_fujiedacity_openinnovation/17550.html

(2) 提出期限：令和3年7月31日(土)

9 選考

選考ヒアリングを実施。主に提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。ヒアリングは、複数回実施する場合がある。

(1) 時期 応募受付後、随時実施

(2) 実施方法 Z o o mによるオンライン開催

(3)結果通知 令和3年8月31日(火)

10 選考基準

1 審査方法

- (1) 審査は企画提案書の書類審査及びヒアリングにより行うこととする。
- (2) 実証実験実施事業者の選定は、審査委員会の評価した点数の合計によって行うこととし、審査項目及び点数は審査点数表に定めるとおりとする。
- (3) 実証実験の品質確保を図るため、実証実験実施事業者の選定にあたって、評価の合計点が60%未満だった場合並びに課題解決への有効性及び技術・アイデアの新規性・創造性の点数が25%未満の場合は、失格とする。

2 審査点数表

審査項目	評価の視点	配点
課題解決への有効性	課題を解決するために、有効な手段となっているか。また、実現可能な手法であるか。	10
実施体制・大学や地元産業との連携体制	提案した解決方法を実施するための体制が整っているか。 大学や地元企業等との連携を取りながら事業を進めていけるか。	10
技術・アイデアの新規性・創造性	新しい技術やアイデアに基づいた解決手段になっているか。独自の創造性があるか。	10
ビジネスモデルの実現性・収益性	実現できるビジネスモデルが構築されているか。また収益を見込める手段であるか。	10
業務執行技術力	実証実験を実施するにあたり、円滑に業務を執行できる技術力を有しているか。	10

11 参加申込者の失格要件

- (1)応募資格を満たさない事業者（グループ）又は事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2)申込内容に虚偽があった場合

- (3)本募集要領における諸条件に違反した場合
- (4)選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5)その他、指示した条件に違反する等市長が不相当と認める場合

12 参加申込内容の取り扱い

- (1)郵送で提出された参加申込書は、返却しない。
- (2)1事業者（グループ）1提案とし、申込書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないものとする。

13 参加申込内容の著作権

- (1)参加申込内容の著作権は、当該申込書等を作成した者に帰属する。
- (2)藤枝市は審査の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された申込書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3)藤枝市は、参加事業者から提出された申込書について、藤枝市情報公開条例（平成13年3月28日条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

14 協定書の締結

実証実験の実施にあたり、参加事業者は実験に関する協定書を藤枝市と締結する。
また、締結にあたり、以下記載の参加資格確認書類を藤枝市に提出するものとする（藤枝市入札参加資格を有する者は除く）。

- (1) 参加資格確認書類 送付状
- (2) 会社概要
- (3) 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）※1
- (4) 印鑑証明書※1
- (5) 財務諸表
- (6) 納税証明書（その3の3）（法人税、消費税及び地方消費税）※1
- (7) 市税に未納がないことの証明（完納証明書）※1※2
- (8) 誓約書（様式1）

※1 参加資格確認書類送付状受理日から3か月以内に発行されたもの

※2 藤枝市に納税義務がある者に限る

15 成果品について

実証実験の完了にあたっては、成果品として実証実験報告書を藤枝市に提出するものとする。

16 留意事項

本審査の応募に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。

問い合わせ

藤枝市企画創生部情報デジタル推進課

TEL：054-631-5585(ダイヤルイン) FAX：054-644-8859

E-mail：joho@city.fujieda.shizuoka.jp